



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行: 館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

5
2018

いつもお世話になっております。

若葉がまぶしい季節になりました。

季節の変わり目でございますので、お身体を大切になさってください。

それでは、今月の事務所便りをお届けします。

改正情報

2018年度税制改正 中小企業向け税制編

前月号に続き、2018年度税制改正のうち中小企業向け税制（所得拡大促進税制）についての改正と少額減価償却資産等の特例措置が延長となりました。改正内容を概観していきます。

●中小企業における所得拡大促進税制の改組

2018年4月1日から2021年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるとき、給与等支給増加額の15%の税額控除ができることとする。

次の要件を満たす時には、給与等支給増加額の25%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は当期法人税額（所得税額）の20%を上限とする。

- (1) 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。
- (2) 次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ① 教育訓練費の額の前期教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であること。
 - ② 事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと。
 - ③

●少額減価償却資産の特例措置・交際費等の損金不算入制度（法人のみ）の2年延長

2018年度税制改正には、租税特別措置について、適用期限を迎えそのまま廃止される措置と期限を延長して引き続き実施される措置とに分かれますが、中小企業者等が活用しやすい措置である「少額減価償却資産の特例」及び「交際費等の損金不算入制度」については、2年間延長することが盛り込まれています。⇒延長期間は2020年3月31日迄

- (1) 少額減価償却資産の特例は、中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得し事業の用に供した場合、一定の要件の下でその減価償却資産の年間取得価額の合計額の300万円を限度に全額を損金算入できる制度です。
(この特例はソフトウェア等の無形減価償却資産や中古資産であっても対象です)
- (2) 交際費等の損金不算入制度は、接待飲食費の50%まで損金算入が認められる特例及び交際費等のうち定額控除限度（800万円）まで損金算入が認められる中小法人に係る損金算入の特例について、交際費が中小法人の事業に必要な不可欠な経費であり、販売促進手段が限られる中小法人を引き続き支援する必要があるとして延長されます。
(中小法人は、接待飲食費の50%相当額の損金算入と定額控除限度800万円迄の損金算入のいずれかを選択することができます)